

■■■スマートフォンのマイナ保険証稼働について■■■

■令和7年9月19日から、スマホでの保険証資格確認が稼働しました。疑義解釈が出ています。

医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応

問 マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードをいう。）として利用可能なスマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない場合に、スマートフォンのみ持参した患者に対して、どのように対応すればよいか。

○スマートフォンの読み取りの環境が未整備の医療機関等においては、実物のマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことが基本となるが、患者が医療機関等の状況を事前に確認できず、スマートフォンしか持参せずに受診した場合には、やむを得ない場合の対応として、患者に10割の負

担を求めるのではなく、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面で保険資格が確認できれば、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めた上で、当該保険資格でレセプト請求を行うことは可能である。

問 マイナ保険証として利用可能なスマートフォンでオンライン資格確認を行った場合、医療DX推進体制整備加算の要件となるレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に反映されるのか。

○患者のスマートフォンをカードリーダーで読み取ってオンライン資格確認を行った場合、マイナ保険証の利用者数として計上されるため、社会保険診療報酬支払基金から通知するレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に反映される。

○スマートフォンによるオンライン資格確認の運用は、令和7年9月19日から開始されることから、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率への反映は、令和7年11月に社会保険診療報酬支払基金から通知される令和7年12月適用分からとなる。

○なお、何らかの事情でスマートフォンによるオンライン資格確認が行えず、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面によって資格確認を行う場合は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が行えず、マイナンバーカードと、マイナポータルの資格情報の画面や資格情報のお知らせで資格確認を行う場合と同様、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率には反映されない。

厚生労働省保険局医療課厚生労働省保険局医療介護連携政策課

事務連絡 令和7年9月18日

■■■電子カルテご利用のお客様へ■■■

■10月配布マスター（順次更新しておりますが、お急ぎの場合はご一報ください）

・10月14日配布：医薬品マスター

変更：	17件 一部抜粋	規 格	薬 価
622951301	フォゼベル錠10mg	錠	307.8
629924701	レケンビ点滴静注500mg 5mL	瓶	97277
629935201	ウゴービ皮下注2.4mgペン 9.6MD 9.6mg 3mL	キット	40861

・10月21日配布：医薬品マスター

新規：	12件 一部抜粋	規 格	薬 価
622951301	フォゼベル錠10mg	錠	307.8
629924701	レケンビ点滴静注500mg 5mL	瓶	97277
629935201	ウゴービ皮下注2.4mgペン 9.6MD 9.6mg 3mL	キット	40861
変更：	1件	規 格	薬 価
621620701	アルプロスタジル注5μgシリンジ「科研」 1mL	筒	845

・10月21日配布：診療行為マスター

変更：	10件 一部抜粋	点 数
160225250	遺伝子相同組換え修復欠損検査	32200
170002310	心臓及び冠動脈造影（右心カテーテル）	3600
190085310	精神病棟入院期間加算（14日以内）（特別入院基本料等）	300

株式会社マクロスジャパンメディカル事業部

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町10-16MYARK 日本橋ビル 8F

TEL：03-3666-6767（代）03-3666-7171（サポート専用）

FAX：03-3666-6711 E-mail：support@macros.co.jp

Website：<https://macros.co.jp>

■■■令和 7 年 10 月 1 日以降に電子処方箋管理サービスを導入した 医療機関等における電子処方箋補助金について■■■

■令和 7 年 9 月 29 日に開催された「第 5 回電子処方箋推進会議」において、以下のとおり新たな電子処方箋補助金の取扱いが示されました。

○ 令和 7 年 10 月以降の医療情報化支援基金 (ICT 基金) による電子処方箋の導入補助について、補助対象とする導入期限を令和 8 年 9 月まで延長した上で、令和 7 年 10 月以降に導入した施設に対しても補助を実施する。また、補助対象の機能について、従来の院外処方機能に加えて院内処方機能も補助対象に追加※する。

○ 令和 8 年 10 月以降の補助の取扱いについては、令和 8 年夏までにとりまとめられる電子カルテ / 共有サービスの普及計画を踏まえて、電子処方箋と電子カルテ / 共有サービスが一体的に導入が進むよう、改めて補助の取扱いを検討する。ただし、薬局については、現時点において概ねすべての薬局に導入されることが見込まれていることから、補助対象とする導入期限としては令和 8 年 9 月までの延長を最後とし、未導入薬局に対しては導入期限までの導入を促すこととする。

※ 院内処方情報の電子処方箋管理サービスへ登録する際に、電子署名は求めているため、電子署名に必要なとなる HPKI カードの保有等は必ずしも必要ない。補助事業においても電子署名を必要としない施設は、HPKI カードの保有等は求めない。

電子処方箋管理サービス（新機能（リフィル処方箋等）を同時導入する場合も含む。）の初期導入 （令和 7 年 10 月 1 日以降に導入完了した場合）

病 院	診療所
135.3 万円を上限に補助 ※事業額の 405.9 万円の <u>1/3</u> を補助	27.1 万円を上限に補助 ※事業額 54.2 万円の <u>1/2</u> を補助

■電子処方箋管理サービス導入事前準備

- ① マクロスジャパンへお見積り依頼 → ご注文いただくとご注文請書を送付します
- ② 用法コメントの紐づけファイルをお渡ししますので入力して折り返しお願いします
- ③ ポータルサイトから電子処方箋の利用申請してください

紐付けは各医療機関様でお願いします

■電子処方箋管理サービス運用について

診察室のカルテ画面から処方入力を行います。従来の用法はご利用いただけません。新たに電子処方箋管理サービスで指定された用法コメントを入力後、同サービスへ照会を行ってください。

照会が完了すると、引換券番号が発行されます。

この番号は「処方箋」および「電子処方箋用 処方内容（控え）」に自動で印字されます。

操作方法につきましては、マニュアル配布後にインストラクターがサポートいたします。

※導入初期は、通常の「処方箋」に引換券番号が印字されたものを出力し、ご利用ください。

電子処方箋としての発行は、その次の工程で実施いたします。

■導入医療機関様からよくある問合せ

Q. カルテ登録時「紐付けされていない用法コメントがあります⇒【内服. 5】」と表示される

→改めて【内服. 5】の用法コメントを選択し直してください。

→ダミーコードでフリーコメントを入力した場合はそのまま「OK」して進んでください。

Q. 重複チェックで「＜電子処方システムエラー＞処方箋情報 CSV の形式が正しくありません。処方箋内容を確認後、再度重複チェック処理を実行してください。」と表示され先に進めない

→保険情報の「枝番」が抜けている

→生保でオン資格の際、マイナ保険証で医療券が未登録（生保の担当者がオン資格側に登録していただけてないと電子処方箋はご利用いただけません。）

Q. 日付 Do を利用しているのに「紐付けされていない用法コメントがあります」と表示される。

→日付 Do がすべて紐づけてできているわけではありません。用法コメントを選択し直してください。

株式会社マクロスジャパンメディカル事業部

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 10-16MYARK 日本橋ビル 8F

TEL : 03-3666-6767 (代) 03-3666-7171 (サポート専用)

FAX : 03-3666-6711 E-mail : support@macros.co.jp

Website : <https://macros.co.jp>